

IV 住宅関連用語集

住宅関連用語集

(あ行)

オールドニュータウン	都市近郊などにおいて住宅地として計画的に整備された新しい都市のうち、整備後数十年を経過したことで、居住者の高齢化、施設、住宅の老朽化等の様々な課題を抱える地区、街。
------------	--

(か行)

介護療養型医療施設	療養病床等を有する病院・診療所であって入院する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を行うことを目的とする施設。
介護老人福祉施設	「老人福祉法」に基づき設置されている特別養護老人ホームであって、入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うことを目的とする施設。
介護老人保健施設	病状が安定期にある要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設として知事の許可を受けたもの。
居住支援協議会	住宅確保要配慮者が民間賃貸住宅等に円滑に入居できるよう支援するために、地方公共団体、宅地建物取引業者、賃貸住宅を管理する事業を行う者、居住支援に係る支援を行う団体等により組織された公民連携の協議会。
緊急通報システム	緊急時にボタンを押して住戸外等へ発報するシステムや水の使用量や人感センサーにより住戸内の異常を把握するシステムの総称。
ケアハウス	軽費老人ホームの一つで、60歳以上で身体機能の低下により独立した生活には不安があり、家族による援助が困難な高齢者のための施設。食事、入浴、生活相談、緊急時の対応等のサービスが受けられる。
軽費老人ホーム	無料又は低額な料金で高齢者を入所させ、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与する施設。A型（給食型）、B型（自炊型）、ケアハウスの3つがある。

高齢者向け特定目的住宅	高齢者の入居に配慮し、バリアフリー設計仕様で緊急時対応サービスの利用が可能な公営住宅。
高齢者向け優良賃貸住宅	「高齢者の居住の安定確保に関する法律」に基づき、高齢者仕様で一定期間の家賃補助を受けることができる、民間事業者により供給される賃貸住宅。

(さ行)

サービス付き高齢者向け住宅	高齢者の居住の安定を確保することを目的として、バリアフリー構造等を有し、介護・医療と連携し高齢者を支援するサービスを提供する住宅。これまでの高齢者専用賃貸住宅、高齢者向け優良賃貸住宅等に変わるものとして平成23年10月に誕生した制度。
シェアハウス	1戸の住宅を、非血縁の複数居住者が共有若しくは共同で賃借して居住する住まい方及びそのための住宅。
指定管理者	地方公共団体が、公の施設の管理を行わせるために、期間を定めて指定する団体。
社会福祉協議会	「社会福祉法」に基づく社会福祉法人の一つ。国・都道府県・市区町村単位で組織され、地域住民の福祉増進を図る民間組織。
住宅確保要配慮者	「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」に基づく用語。低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子どもを育成する家庭その他住宅の確保に特に配慮を要する者。
住宅瑕疵保険（既存住宅売買瑕疵保険）	住宅専門の保険会社（住宅瑕疵担保責任保険法人）が取り扱う中古住宅の検査と保証がセットになった保険。
小規模多機能型居宅介護	地域密着型サービスの一つ。要介護者等に対し、その心身の状況や置かれている環境に応じて、「通い」「泊まり」「訪問」の3つのサービス形態を組み合わせ、入浴、排泄、食事等の介護サービス等を提供すること。
シルバーハウジング	高齢者世話付住宅。高齢者の生活特性に配慮した設備・仕様の高齢者向け公営住宅。生活援助員（LSA）が派遣され、緊急時の対応や安否確認、生活指導・相談等のサービスが受けられる。
住まいの改良相談員	人生80年いきいき住宅助成事業の住宅改造・特別型の住宅改造の必要性を判断するため、各市町が選任した専門的知識を有する相談員。
生活支援サービス	在宅の高齢者が介護に頼らずに自立した生活ができるように支援するために、市町が行う保健福祉サービスの一つ。見守り・安否確認、配食サービス、外出支援、家事支援などが含まれる。

(た行)

ターミナルケア	積極的な治療が有効でなくなった末期がん患者らに対して、患者の生活の質（QOL）の向上を目指して行う緩和医療（痛みをとる医療）やその他の医療、介護、精神的ケアなどの総合的な取組。
建物状況調査（インスペクション）	既存住宅を対象に、構造の安全性や劣化の状況を把握するために行う検査・調査。目視等を中心とした現況把握のための検査、耐震診断等の破壊調査を含めた詳細な調査、性能向上等のための調査などが実施される。
地域サポート型施設（特養）	生活援助員（LSA）等を配置し、地域住民を対象に24時間体制で見守り等を行い、高齢者の在宅生活を支える事業を実施する県が認定する施設（特別養護老人ホーム）。
地域総合支援センター（地域包括支援センター）	①介護予防ケアマネジメント業務、②総合相談支援業務、③権利擁護業務、④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務を一体的に実施するため、市町村または地域包括支援事業の委託を受けた法人が設置する機関。介護サービス事業者やその団体の代表者、利用者や被保険者の代表者、学識経験者等で構成される地域包括支援センター運営協議会の意見を踏まえて適切、公正かつ中立な運営を行う。
地域包括ケアシステム	高齢者が住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を継続するため、高齢者のニーズや状態の変化に応じて、①医療、②介護、③予防、④住まい、⑤生活支援サービスを切れ目なく提供するシステム。
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通じて1日複数回の定期訪問と随時の対応を介護・看護が一体的に又は密接に連携しながら提供するサービス。
特定施設入居者生活介護	特定施設に入居する要介護者等に対し、その施設が提供するサービスの内容、担当者その他を定めた特定施設サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護サービス等を提供すること。
特別養護老人ホーム（特養）	65歳以上で身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅において介護を受けることが困難な者や要介護者等を入所させ、養護することを目的とする施設。

(な行)

認知症	脳や身体の疾患を原因として記憶・判断などの障害がおこり、普通の社会生活が送れなくなった状態。
-----	--

(は行)

ヒートショック	暖房の利いた部屋から寒い廊下に出たときなどに起こる温度の急変で受けるからだの衝撃。脈拍や血圧が上昇して、心筋梗塞や脳卒中を引き起こす要因となりうる。
ひょうご住まいサポートセンター	県民の多様な住まいニーズに対応可能なワンストップサービス機能の構築を目指し、公益財団法人兵庫県住宅建築総合センターが運営する無料相談センター。業務内容は、住まいの相談事業、住まいづくりの支援事業、住まいの情報提供事業、住まいの普及・啓発事業等。

(ま行)

民生委員	社会奉仕の精神をもって、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、また、福祉事務所等関係行政機関の業務に協力するなどして、社会福祉を増進する奉仕者。都道府県知事の推薦に基づき厚生労働大臣が委嘱。
------	--

(や行)

家賃債務保証	保証人が確保できない借主が賃貸住宅に入居する際、保証人に代わる第三者（民間保証会社等）が家賃の支払いを保証し、賃貸住宅への入居を支援する仕組み。
有料老人ホーム	老人を入居させて、①入浴・排泄・食事等の介護の提供、②食事の提供、その他日常生活上の便宜としての③洗濯・掃除等の家事、④健康管理のいずれかを行う施設。「介護付」、「住宅型」、「健康型」の区分がある。
要支援・要介護認定（者）	介護保険制度において、被保険者を心身の状況等から要介護者又は要支援者として認定すること（認定した者）。認定申請をした被保険者に対する認定調査結果及び主治医意見書により介護認定審査会が審査・判定し、その結果により市町村が認定。

(英字)

L S A	Life Support Adviser の略。生活援助員。シルバーハウジング・プロジェクトに居住している高齢者に対し、生活指導・相談、安否確認、一時的な家事援助、緊急時の対応等の支援を行う者。
-------	---

NPO	Non-Profit Organization の略。民間非営利組織。営利を目的とせず、社会貢献活動を行っている民間の非営利団体。
-----	---